

風をよむ

No. 36 1997.03.15

編集：共産主義者同盟首都圏委員会
発行：ウインドベル・ファクトリー
連絡先：新宿区西新宿 7-3-10
山京ビル503-201

定価300円

定期購読：2,300円(年6回刊・送料込)
郵便振替：00170-0-655767

日米首脳会談反対
軍用地特措法改悪阻止

4.6代々木公園大集会へ

午後1時開場 代々木公園B地区
(呼びかけ) 沖縄・一坪反戦地主会
関東ブロック

5.15 沖縄へ

2.21公開審理闘争報告

沖縄の自立解放に連帯し、日本帝国主義の解体へ
収用委員会闘争勝利・基地全面撤去！ …… 2

トッパク・アマル革命運動(MRTA)の
反独裁・反帝闘争を断固として支持する …… 5

〈介護保険をめぐる〉拙速を排した徹底した論議が問われる …… 13

次世代共産主義運動への提言Ⅲ 政治の経験の何をどう伝えるのか(その3)

何から始めるのか/あるいは「リバーズ・エッジ」 — 彼岸から此岸へ …… 9

沖縄の自立解放に連帯し、日本帝国主義の解体へ 収用委闘争勝利・基地全面撤去

さる三月六日、衆院予算委において、自民党橋本首相は、審理中の沖縄米軍用地の継続使用を可能とするための、特措法改悪の意向を明らかにした。四月下旬の日米首脳会談以前の決着を狙って三月下旬から、四月上旬にかけて、改悪法案が提出されるという。これをめぐる社民党その他の与野党の調整も並行して行われる。これに対して、沖縄一坪反戦地主会関東ブロックのよびかけによる沖縄緊急行動連絡会が結成され、三月一〇日を皮切りに国会請願が行われ、四月六日

の代々木公園での大集会などの反対行動が始まっている。他方、劣化ウラン弾問題に関連してようやく明らかにされた七二年「返還」時の米軍基地使用に関する五・一五メモは、沖縄人民への差別的処遇に対する怒りとともに、その不透明性からさらに疑惑を呼び起こしている。五・一五期限切れに向けて情勢は一層切迫している。この時期を沖縄人民自立解放連帯に向けて闘い抜き、日米安保体制を揺るがすが国労働者人民の闘いを準備しよう！

沖縄をまだ占領下のように思っているのではないかと怒りをあらわにした。劣化ウラン弾とは半減期が45億年にも及ぶ放射性物質 このDU弾は日本の「核燃料物及び原子炉の規制に関する法律」で特定施設内に限り研究・産業用の使用が認められているに過ぎないれっきとした放射性物質。半減期が四五億年と長いのが特徴。専門家は「エネルギーは高いが透過力は弱い放射線を長期間放出する。DUに含まれる金属ウラニウムはエアゾール化した状態が最も危険で、呼吸などで体内に取り込んだ場合増血細胞を破壊しガンを誘発するなどの被爆効果もある」と指摘している(2/21琉球新



米海兵隊による劣化ウラン(DU)弾実射弾効!!

五月の強制使用期限切れを控えて緊迫している沖縄で、昨年二月の那覇市沖への爆弾投棄に続いてまたまた信じられないような事件が発覚した。米海兵隊による劣化ウラン(DU)弾実射事件(当初は「誤射」と伝えられたが、その後の調べで、パイロット

は劣化ウラン弾と認識しており、カタログに「日本では使用できない」との記載が漏れていたことが判明)である。実射されたのは少女レイプ事件で沖縄全体が騒然としていた一昨年の二月と昨年一月。マスコミに察知されてアメリカ側がやむなく日本政府

に連絡したのが実射から一年も経過した今年の一月一六日。ところが外務省から沖縄県への連絡が二月一〇日、首相の耳に入ったのも二月に入ってからと言う。大田知事は「全く異常としか言いようがない。海兵隊は米国に帰ってもらうしかない。

」と述べた。大田知事は「全く異常としか言いようがない。海兵隊は米国に帰ってもらうしかない。加担している。地元のマスコミも「沖縄を占領下のように思っているのは海兵隊ばかりではない。『事件隠し』の対応を見ると、外務省もまだ沖縄は占領下にあると考えているのではないか」(2/12日沖縄タイムズ社説)「これで沖縄は『占領下』どころか

報)。九六年八月の国連人権小委員会決議の中で、「非人道的で環境に有害な無差別大量殺戮兵器」として核兵器・生物化学兵器・ナバーム弾などとともに製造と拡散を抑制すべき兵器とされている。湾岸戦争で初めて使用され、参戦した兵士に現れた皮膚炎や

関節炎、記憶障害などの「湾岸戦争症候群」の原因ではないかと疑われているほどの危険物質であり、米国内でさえ特定の訓練施設でしか使用できない。「沖縄をヒロシマ、ナガサキに続いて三番目の被爆県にした」(二月二六日に那覇市内で二〇〇〇人を集めて開かれた

初ブルックス空軍基地に運ぶ計画であったが揮発性の高い物質が含まれている可能性があるとして嘉手納飛行場に保管していたとしている。それでもアメリカ政府はマスコミに察知されるまで隠し通した。そして日本政府・外務省もその「事故隠し」に結果として

加担している。地元のマスコミも「沖縄を占領下のように思っているのは海兵隊ばかりではない。『事件隠し』の対応を見ると、外務省もまだ沖縄は占領下にあると考えているのではないか」(2/12日沖縄タイムズ社説)「これで沖縄は『占領下』どころか

「植民地」ではないか」(2/13琉球新報)と正当にも指摘している。相次ぐ事件・事故と「事故隠し」は、依然として日米帝国主義の差別的抑圧的な共同軍事支配の下にあり「国内植民地」として収奪されている。沖縄の現状を象徴している。

裁決申請の土地、使用期間一覧表

施設名	所有者数	筆数	面積	使用期間
楚辺通信所	1(人)	1(筆)	0,02(ha)	96.4.1から5年間
1 伊江島補助飛行場	28	96	23.9	97.5.15から10年間
2 キャンプ・ハンセン	7	12	0.6	〃
3 瀬名波通信施設	1	1	0.02	97.5.15から2001.3.31
4 嘉手納弾薬庫地区	13	9	0.6	97.5.15から10年間
5 キャンプ・シールズ	1	1	0.1	〃
6 トリイ通信施設	2	2	0.1	〃
7 嘉手納飛行場	2,301	34	3.9	〃
8 キャンプ瑞慶覧	9	19	1.5	〃
9 普天間飛行場	704	21	2.0	97.5.15から2003.12.1
10 牧港補給地区	4	22	1.3	97.5.15から10年間
11 那覇港湾施設	11	23	1.6	〃
12 陸軍貯油施設	3	8	0.6	〃
小計	3,084	248	36.2	
合計	3,085	249	36.3	

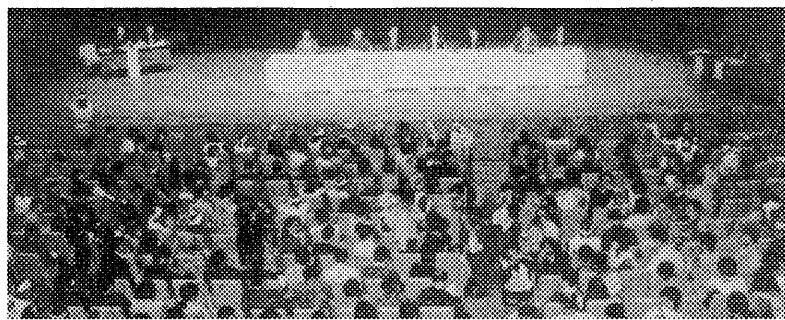
注：計数は、四捨五入によっているので符号しないことがある

「劣化ウラン弾事件」弾薬民総決起大会」決議文」というのも決して誇張ではない。二月中旬によろやく明らかにされた「米軍調査報告書」によると、実射された1520発のうち回収されたのはわずかに169個。当

二月二一日、注目の沖縄県収用委員会の第一回公開審理が始まった。宜野湾市にある沖縄コンベンションセンターには、二二〇〇人を越える反戦地主・一坪反戦地主・傍聴者が全国から結集し、広い会場を埋め尽くした。反戦地主側は前夜の那覇市内での決起集会(三〇〇人の会場に四〇〇人があふれた)、当日の会場前段集会(約五〇〇人が結集)で意思統一を固めて公開審理に臨んだ。来沖中の韓国の反基地運動家ら四三人も参加した。起業者側の那覇防衛施設局は

坂本施設部長以下十三人の職員が参加したのみで、責任者である局長は姿を見せず、地主側の怒りを買った。冒頭、収用委員会の兼城会長は「起業者、地主のいずれの立場にも偏らず、公正中立の立場で審理を行う」と宣言した。これは過去の強制使用手続で当時の収用委員会が地主側の意見陳述を十分聞く事なく審理を打ち切り、起業者側国家権力の意のままに裁決を書いた過去のさまざまな処理への批判を一定踏まえたもので、地主側の「実質審理」要求に対する収用委員会の姿

勢を示したものだ。「アジア太平洋地域の平和と安定のため、駐留は長期にわたる」と言い放つ 続いて防衛施設局の坂本施設部長が裁決申請理由を説明した。坂本は昨年四月の日米共同声明を踏まえて、日米安保条約が「極東」のみならず、「アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠の枠組み」であることを強調し、「日米両国とも条約の終了はまったく考えておらず」「これらの(反戦地主の)土地は施設運営上他の土地と一体的に機能しており、分離できない」などと



鳴り物入りで新設した橋本政府の本音といふべきだろう。「戦争のために喜んで土地を貸す人は一人もいない」

これに対して契約拒否地主側は「一人が意見陳述。」「過去三回の収用委員会では一方的に審理を打ち切り強行裁決した。安保優先の公開審理であってはならない」(有銘憲共闘議長)、「国の裁決申請が違憲かいなか、総理大臣の使用認定に重大かつ明白な瑕疵があるかどうかを、収用委員会では審理できる。収用委員会の役割を使用期間と損失補償額の決定に矮小化すること認められない」(河内弁護士)などと、「慎重審理」と「実質審理」を要求し、国の裁決申請の却下を求めた。さらに「那覇市は復帰以来、米軍用地にはいかなる理由が有ろうと市有地を提供しない方針を貫いて来た。ウチナートンチュにとつて沖縄戦の教訓は軍は住民を決して守らなかったという事実であり、逆に軍との同居は住民にとって危険だ」という教訓だ(親泊那覇市長)、「ベトナム戦争や湾岸戦争では沖縄の基地から出撃し、アジアの人々を殺戮した。このような戦争のために喜んで土地を貸す人は一人もいない。自分の土地は自分で管理し、周囲の人達の幸せのために使いたい」(照屋反戦地主会会長)などと訴えた。特に、有銘さんが「嘉手納基地内は戦前、北谷や越來村の中心地だった」と戦前の住宅復元図を示し、「沖縄の戦後は終わってはいない。安保は県民の安全を守ってはいない。生命と財産を安保で侵され続けている」と声を荒げると、ひととき大きな拍手が沸いた。関東と関西から来ていた一坪反戦地主会の代表は飛び入りで発言し、東京と大阪での公開審理開催を求める要請書を、壇上に向かって兼城会長に直接手渡した。

三時間を越える審理を終わるに当たって、兼城会長は「全施設を一括審理し、地主の意見陳述は施設毎に行う」と述べた。第二回公開審理は三月十二日午後、沖縄市民会館

で開催される。第二回以降は防衛施設庁の申請理由に対する具体的な求釈明、地主の立ち入り調査要求など具体的な論戦に入る。

特措法改悪へなりふり構わず政府の暴挙とあせり収用委員会が予想どおり「実質審理」の姿勢を見せたことで、五月一四日の強制使用期限切れに大規模な「不法占拠状態」が出現することがほぼ確定した。第二回公開審理の後に橋本-大田会談が予定され、三月下旬から四月上旬の間に予定されている第三回公開審理の前に、政府は特別措置法「改正」の決断を迫られる。確かに政府が、公用地法・地籍明確化法などの沖縄特別立法、二〇年ぶりの駐留軍用地特別措置法の発動に続く三度目の「差別的処遇」(大田知事)、「手続きの途中でルールを変えるようなもの。法治国家の看板をかなぐり捨てるもの」(新崎一坪反戦地主会代表世話人)という激しい批判を覚悟のうえで特別措置法の「改正」に踏み切れば、四月下旬の日米首脳会談では

「基地によって生活と文化のすべてを奪われ、基地周辺で現在なお古里を忍びながら暮らしている我々は戦争難民だ」と有銘さんは訴えた。このような「半世紀の思いをぶつけ」(沖縄タイムス)で、

四月下旬の日米首脳会談では体面を取り繕えるかもしれない。しかし、それで出口が見える訳ではない。「公開審理中は使用を継続できる」として五月の「不法占拠」は取り敢えず回避できても収用委員会が申請どおり裁決する保証はどこにもないからだ。そうすると、「米軍のアジアにおけるプレゼンスは重要だ。日米安保はその鍵であり、在日米軍も欠かせない」「強制使用問題は日本の国内問題であり、日本政府が成功裏に取り扱うことを期待する」(オルブライト米国防務長官の来日中の発言)というアメリカ政府の要請にこたえるには、収用委員会の権限そのものを無効にする強権的な特別立法しか道がなくならず、政権基盤を揺るがす事態となる。橋本はそこまで追い詰められている。

第一回公開審理は、土地を強制的に取り上げるための機関としての収用委員会が、沖縄人民の闘いの進展によって、国家権力の不法・不当を裁く場へと転換する可能性を

「基地によって生活と文化のすべてを奪われ、基地周辺で現在なお古里を忍びながら暮らしている我々は戦争難民だ」と有銘さんは訴えた。このような「半世紀の思いをぶつけ」(沖縄タイムス)で、

「基地によって生活と文化のすべてを奪われ、基地周辺で現在なお古里を忍びながら暮らしている我々は戦争難民だ」と有銘さんは訴えた。このような「半世紀の思いをぶつけ」(沖縄タイムス)で、

「基地によって生活と文化のすべてを奪われ、基地周辺で現在なお古里を忍びながら暮らしている我々は戦争難民だ」と有銘さんは訴えた。このような「半世紀の思いをぶつけ」(沖縄タイムス)で、

示した。もちろんそれはあくまで「可能性」であって、これまで「裁決申請にかかる使用認定は、内閣総理大臣の権限に属するもので収用委員会判断すべき事項ではない」(一九八七年裁決)、「当

委員会には、駐留軍用地特別措置法に基づく本件裁決申請が憲法に違反するか否かを審査する権限はない」(九二年裁決)としてきた。この収用委員会制度の限界を突き破り日米両帝国主義による土地強

奪・実効支配に風穴を空ける闘いへと公開審理闘争を前進させ、発展させることができるか否か、これからの闘いにかかっている。

「基地によって生活と文化のすべてを奪われ、基地周辺で現在なお古里を忍びながら暮らしている我々は戦争難民だ」と有銘さんは訴えた。このような「半世紀の思いをぶつけ」(沖縄タイムス)で、

日米両帝国主義の差別的抑圧的な共同軍事支配と真つ向から闘う沖縄人民の自立解放闘争に連帯し、引き続き公開審理闘争、五月現地闘争を共に闘おうではないか。

トウパウ・アマムル革命運動(MRTA)の反独裁・反帝闘争を断固として支持する

昨年二月一七日、天皇誕生日を祝うパーティーが行われていた、在ペルー日本大使公邸に突入、占拠し、以後既に八〇日を越えて、ペルー政府との対峙が続いているMRTAの闘いに、われわれは注目し、その行動の果敢性と頑強性と的確性に敬意を表すと共に、強い共感と連帯の意志を表明する。

- 一 MRTAのコミニケ第一号によればその要求は以下の四点である。
二 MRTAに属するすべての服役囚とわれわれの組織に属する人ごとともに解放されること。
三 日本大使公邸に入ったコマンドとMRTAのすべての政治囚を中央ジャングルに移送すること。
四 保障として、捕らえられた人々の何人かが選ばれ同行すること。われわれがゲリラ支配地区に到着したとき、解放されるであろう。
四 戦争税を支払うこと。

これらの要求のうち、とりわけ第一点については、抽象的なあいまいさを拭えないことでは十分には理解できない面を含むものの、その基本においてわれわれはこれを支持する。また日本大使公邸を武装制圧し、多数のペルー政府、日本政府を初めとする各国政府高官、外交官、及び財界要人を捕虜とし、上記要求につき交渉を求める戦術についても、ペルーにおける階級闘争の現状からしてやむを得ないものとして、われわれはこれを支持する。

ペルーの経済的困難は他の後発国諸地域と同様に世界経済における後発性と周縁的地位に基づくものである。一五三二年のフランシスコ・ピサロによる侵攻と、インカ帝国の滅亡以後のスペインによる植民地支配と、二〇世紀以降の米帝国主義への政治的経済的従属が、資本主義的世界経済システムの下での構造的な従属性

を形作ってきた。また国内においては人口のうち一五%程度のスペイン系白人支配層が、富と権力を独占し、これとインディオとの混血であるメスティソが三七%でこれにつき、四五%を占めるインディオが下層を構成するという、ヒエラルヒーの種類の対応構造がある。また帝国主義的従属構造の下で国家的な政治的社会的統合の制度を形成できず、あり続けたことが、軍事独裁とゲリラ闘争を含む人民闘争との拮抗が長期にわたって継続し、体制的悪循環の根柢になるだけでなく、経済的な不安定と停滞の原因にもなってきた。

こうした政治的社会的条件は他のラテン・アメリカ諸国にも広範に存在している。その結果、旧来の植民地的大土地所有者や鉱山所有者、輸出業者などを社会的基盤とする名望家―寡頭制支配に対抗して、工業と大都市の発展、資本主義経済の社会的浸透に伴い形成される、ポピュリズムの存在がしばしば指摘される。アルゼンチンのペロン主義がその典型とされるが、ペルーにおいては、「アメリカ人民革命同盟」(APRA)と、六八年にクーデターによって政権を握り大規模な産業の国有化政策と農地改革を実施した軍の改革派と

が、対立関係にありながらその性格を分ち持っているように思われる。

だがこの軍事政権のポピュリズム的政策は、社会的合意調達による政治的正統化に成功しなかったことと、米帝国主義への依存によって、数年のうちに放棄されてしまう。その後、に続く八〇年からの第二次ベラウンデ政権は経済危機を一層深刻にして、八五年APRAのガルシアが政権についたが、対外債務支払い削減のため、IMFはペルーを「融資不適格国」として資金貸出を停止した。これによって生じる資金の不足を国債と通貨の増発によって乗り切ろうとしたが、その他の保護主義的経済政策の失敗とあいまって、経済は完全に破綻し、七五〇%のハイパー・インフレと高失業率を生み出した。

フジモリ政権の性格

この状況の中で全く無名の新人であったフジモリは九〇年の大統領選挙で政治腐敗の一掃、経済再建、テロ撲滅を掲げ、貧困層の広範な支持を受けて、対立候補のバルガス・リョサ(小説家としても世界的に著名)を破って当選した。

フジモリは経済政策においては「ラテン・アメリカで最も過激で急速な民営化を行った」と言われるように、ありとあらゆる国有化産業を売却するなどの新自由主義を実行し、インフレを抑え、IMFとの関係修復を果たした。また九二年には軍を背景として議会を解散し、事実上のクーデターによる独裁体制の下で選挙によらない制憲議会を設置して、翌九三年に新憲法を制定した。これに基づき九五年の大統領選挙では再選を果たすと共に、自ら率いる「新多数派・カンビオ九〇」によって議会の多数を制した。

八〇年のセンデロ・ルミノソによる武装闘争の始まりとともに、体制の存続にかかわる問題にまで発展した対ゲリラ戦争においても、容赦のない軍事力の投入と覆面軍法廷による弾圧の結果によって、九三年、ペルー政府は勝利宣言を行うにいたった。この間八〇年以降の対ゲリラ戦争による死亡者は二万五千人以上と言われている。また多数の政治囚が生命を脅かされて長期投獄され、数千人の無実の人々が不当に投獄されていると言っている。これらのことからフジモリこそ、ペルーにおけるポピュリズムを体現する政治的人格と

言えるかもしれない。

他方、日本とは再選を果たした九五年以降、急速にその政治的経済的関係が強められつつある。政財界の要人の往来が活発になってきていること、とりわけペルー側からの投資の期待が強まっていることなどが注目される。九四年時点での日本の対ペルー政府開発援助は二位、また対日輸出も二位を占めている。

今回のMRTAエドガル・サンチェス部隊による作戦はこうした状況の下で行われた。この闘いに対するマスメディアを通じて流される大量の悪罵動についてそのひとつである「テロリスト」という評価について検討し、この作業を通じて彼らの闘いの意味を考察することとする。その他の問題(例えばコカインの製造と取引等)については、外にも良心的に検討してくださる人がいると思うので、ここでは扱わない。

MRTAの「評価」

「テロリスト」というMRTAへのレッテルについて。これはもっぱら暴力の恐怖によって人々を支配するもの、またそうした思想を信奉するものことである。したがって我々

が知る限り、その言説の限りではMRTAにその証拠を見いだすことはできない。MRTAはいう。

「MRTAはペルー人民の一部として、大衆、宗教、政治、労働組合団体に開かれていた組織である。」(自らが望む新しい社会では)「真のペルーを形成しているすべての男女、農村地帯とジャングル地帯のコミュニティ、人民食堂、隣人委員会、組合全般の参加をえた市民社会が、議会を通じて祖国の将来を定めるものとなる。戦車や銃によってではない。それらを我々はトラクターと博物館の陳列品に変えるだろう。」

ここから知ることが出来るのは、MRTAがペルーにおけるさまざまな人民の運動の一部をなしていること、そしてその軍事行動はそのまた一部であること、MRTAの目的がペルーの大多数の人々の民族的要求を達成する民主主義的な国家と社会的諸価値の実現にあることなどについて自己認識である。この思想はMRTAとともにやはり「テロリスト」として語られることの多いセンデロ・ルミノソ(ペルー共産党―センデロ・ルミノソ PCP-SL)とも違う。センデロ・ルミノソはいう。「党の武装化は社会の武装化に

向かう第一歩であり、社会の武装化はプロレタリアート独裁を保障する戦術である。」(PCP「討論の基盤」党、軍隊、統一戦線)『センデロ・ルミノソ』現代企画室刊より重引)彼らが「アンデス風毛沢東主義」と言われたり、ボル・ポト派にしばしば比されることを紹介するまでもなく、この種の言説について経験者、我々もまた通過して来ている。その問題点は権力の起源が武装―武器を持つことによって求められていることにある。

暴力と武装について

言うまでもなく権力は人々の政治的行動に発しそこでのみ育つ。その結果として武器が求められることはあるが、決してその逆ではない。この順逆の相違は、武装と暴力が人を変え、また人を支配することもあるために、おろそかに扱ってはならない。したがってまた人間の生活の一部としての暴力と武装については、その固有のルールを尊重することが人間の歴史が教える知恵である。

軍事と戦争は目的達成のための手段であると功利主義的に単純化して考えるのも誤りだし、勿論その目的

のためには何をしてもよい訳ではない。また目的達成のための狭義の技術の体系というようなものでもない。我々の乏しい政治的実践の経験からこの程度のことは理解できる。「人民戦争とは、人間の精神に有無を言わさぬ力で思想を叩きこむ政治的英雄行為である。」(PCP「討論の基盤」ゴンサロ思想と労働者)同上)暴力崇拜を促すこうした言説は確かにテロリズムと言われても仕方がない。

他方フジモリ独裁はどうか。この小論の前半の歴史的背景の紹介でも触れたように、人民の政治的意志決定のプロセスを経ることなく、繰り返し権力の交代を行ってきたこの国の国家権力は、自からの政治的正統性を人々の目の前で、十分に立証した事実には乏しい。九二年の事実上のクーデターが示すようにフジモリもまたそうである。あるいは不当な逮捕、投獄などの弾圧。しばしば負傷者や目撃者を残すことなく、徹底した相手側の殲滅に至るまで行われる戦闘。人民のさまざまな運動の発展を未然に押さえ付けるために作られ、実際に多くの活動者を暗殺する公然・非公然的な準軍事組織(平行的権力網の一部)の存在。こうした人々自身

が知る事実がこの国の国家の正統性を疑わせる理由になる。確かに一七年間にも及ぶ事実上の内戦に、人々が疲れ切っているという報道に嘘はないだろう。(もともと今日の我が国の平和が好きで好きでたまらなくて、それに比べてペルーの人々は気の毒でしようがない、というような気分については、また別の問題だが、まったくのところ報道統制と警戒態勢にある中で「平和を望む街の人の声を聞きました」という類いのニュースをいやと言うほど見せつけられれば、こうも言いたくなる。)

フジモリこそ「テロリスト」

だが弾圧や恐怖による支配が人々の運動を一時的に押さえ付けることがあったとしても、運動の背後にある社会的要求を満たすはずもない。まして今の時点で、フジモリの新自由主義政策の実行が経済と社会の安定をもたらした人々の生活の向上を實現したと結論することはだれも言えないだろう。従ってこれに対する挑戦者が現れることはなんら驚くに当たらない。むしろ近代国民国家の成り立ちからして、そうした革命権の発動を常態として予測しているので

あり、こうした挑戦者に対してどのような態度を採るのかを巡ってむしろその国家権力の政治的正統性が問われる仕組みになっている。これを軍軍力で叩きつぶし、その恐怖と事実の力で支配を維持しようとするなら、もはやそれは近代国家の名に値しない。ゲリラはそのスペインにおける発生からしてこうした挑戦者としての政治的資格をもつのであり、支配者たちや、これに追随するメディアがあえて「テロリスト」という名辞に固執することには、この政治的資格をあらかじめ認め、否定するイデオロギッシュな操作が働いている。そしてだからもさばかれることな

く暴力をふるい続ける治安部隊や準軍事組織を抱え込んでいることによつて、テロリストと呼ばれるのにふさわしいのはフジモリ独裁にほかならないことがわかる。

政治的正統性、道義性はMRTAに存在する

だから我々はMRTAがフジモリ独裁に対して、あるいはSLに対して、より小さな悪であることを言いたいのではない。勿論暴力一般を否定する訳でもない。暴力と貧困とが物質的な力となって人々を支配する社会で、個人個人の意識の中でこれを否定して見せる態度については、少なくともそれは政治の扱う事柄では

ないから我々の採るところではないしここで検討することもしない。たしかに別の報告では一九八〇年〇九年のペルーにおける政治的暴力の犠牲者(死亡者)が三万五千名(不明者)は二八八〇九人にのぼり、そのうち53%が政府側によるもの、45%がSLによるもの、1%がMRTAによるものだという。この数字が政治的暴力に関するそれぞれの考え方の違いを反映していることは確かであろうが、これをもってそれぞれの優劣を論じるとすれば、それはグロテスクと言わなければならない。そうではなく戦争や軍事を通じて発動する暴力の直接性を、制動しその結果について考慮する、どのような手段と制度とを備えているかを検討することだけが現実的で必要なことなのである。

る処遇は、ペルー政府が政治囚に与えていたものと同じではない。政治囚たちはペルー各地の監獄で、緩慢な絶滅にさらされているのだ。この不合理な行動を正当化するため、政府は社会的な戦士たちにテロリストというレッテルを貼り付けている。こうした視点を提示しているのはペルー政府ではなくMRTAであることによつて、また獄中者の処遇についての公表や、政治的暗殺についての調査を行わず、その要求をペルー政府が黙殺し続けていることによつて、その政治的正統性、道義性はフジモリにはなく、MRTAにあることが余すところなく示されている。最後に、MRTAの要求の第一点目について。この要求は経済政策の社会的公正性を求める点で現在の新自由主義に反対する立場であることは理解できるが、それが積極的にどのような政策であるかを示していないことによつてあいまいさを免れない。だがこのことはMRTAの闘いを損なう、これを支持することを否定する性格のものではない。これはMRTAの要求の民族的民主主義的性格にも起因すると思われるが、それにとどまらず連綿の政治的思想的衝撃の反映でもあるか

もしれない。またコロンビアの「四月一九日運動(M19)」やエルサルバドルの「ファラブンド・マルティ民族解放戦線(FMLN)」、さらにはニカラグアのサンディニスタに倣ったと伝えられる「合法政変化」の要求についても今日に至るラテン・アメリカの革命運動の固有の経験とその独自の総括に基づくものと推測される。むしろこうした事柄に周縁地域域各国の人民の運動の難しさを、しっかり見据えながらこれを引き受ける姿勢が感じられる。こうしたところにわれわれは第三インター・マルクス主義革命運動の失効以後の状況の中で、共産主義運動の可能性を探りたいのである。従来の共産主義運動がその社会的資格を失い、新自由主義の攻勢が強まり、暴力嫌悪の風潮が世界的に広がる中で、自らの闘争と運動を堅持しながら、新しい条件に対応する方策を模索し続けるその姿勢を我々は学びたいと思うのである。

「MRTAの文書についてはすべて『日本大使公邸占拠事件資料1-3』(世界反体制運動情報)から引用した。明記して感謝したい。」

鮎川 まこと

次世代共産主義運動への提言Ⅲ

政治の経験の何をどう伝えるのか(その三)

何から始めるのか／あるいは『リバーズ・エッジ』―彼岸から此岸へ

畑中文治

したがって、真理の彼岸が消えうせた上は、こんどは此岸の真理を確立することが歴史の任務である。人間的自己疎外の正体をその聖ならぬもの姿においてあはくこととが、何よりもまず、歴史に仕える哲学の任務である。かくて天国の批判は地上の批判と化し、宗教の批判は法の批判、神学の批判は政治の批判と化する。

(カール・マルクス『ヘーゲル法哲学批判序論』)

そしてそれから／みんな、口をそろえて／「80年代は何もなかった」ってゆう
何も起こらなかった時代／でもあたしには…(岡崎京子『東京ガールズブラボー』)

1 へいま・ニニの、その手前

―『リバーズ・エッジ』―

再び、岡崎京子に戻る。彼女の九三年から九四年にかけて書き継がれた作品『リバーズ・エッジ』はおそらく、わたしが眼にした限りではその最良の達成を示すものである。多分、単行本刊行の直後には、様々の評価が少な

らずの賛辞を交えてなされたと思うのだが、わたしはその方面については全くの素人なので、今それを紹介することも参照することもできない。しかしその素人目にも彼女が追求して来たテーマについての一つの集約―それも極めて完成度の高い―と、今後の展開を予感させる分岐点を提示する点で極めて興味深い作品に仕上がっているように思われる。しかもそれはあらゆる優れた文化的表現が表現者の固有の到達点と、それと同時にその表現を縁どる同時代の歴史的社会的背景への鋭い批判的視点を具現して見せるという二重の意味においてそうであることによつて、わたしたちが考察の対象とするのに、十分な素材と

なっている。これは同時代に生きるものとしての全くの僥倖というしかない。
まずストーリーの簡単な紹介から始めよう。じつはこれについては巻末の「ノート／あとがきにかえて」で過不足なく述べられているのだが、あえて絵解き風に概略しておきたい。無粋ではあってもこの作品の構造を示すためには早分かりと思えるからだ。作品の主な舞台となるのは、工業地帯を控えた大都市の、海に注ぐ河口近くの高校である。わたしたちがすぐに思い浮かべられるのは、京浜工業地帯あるいは京葉工業地帯と東京であり、したがって多摩川か隅田川か荒川かの一帯の風景である。しかしそうした具体的な地名を離れて、都市のマージナルな場所ということ想定しておくことがより適当かもしれない。

* * * * *

物語りは主人公であるハルナとそのボーイフレンドとして身勝手に振る舞う観音崎（実際は自虐で自己中心的なだけで少しもハルナに似つかわしくはない）とのあいまいなペアを環として、ルミちゃんとよっちゃんとのありふれた女子高校生三人組と、山田君、吉川こずえ、田島カンナの三者との交渉を描いて進行する。後者のトライアングルは相互に関連しないものの、日常性に対する違和として姓が記されている。山田君はゲイであり、吉川こずえは後日高校中退を決意する売り出し中の

モデルであり、田島カンナもまた後日ゲイの山田君を強く求めることによって自らを滅ぼすことになる。

まず観音崎の山田君に対する過剰な攻撃性（いわゆるいじめだが、その幼稚さが極めて明瞭に描かれている）がハルナと山田君との絆を作り、それは吉川こずえを含む、偶然に発見された死者の遺骸を共有することを媒介とする関係性を形成する。これが観音崎のルミちゃんと山田君への主観的恋愛感情への疑念をもたらし、これは山田君が思いを寄せる男子高校生への感情の爆発が、田島カンナへの交情が欺瞞的なものであったことを自己暴露することによって現実のものとなる。一方ルミちゃんは「援助交際」を含む観音崎などの性交渉の結果としての自らの妊娠を知り、墮胎の費用を観音崎に請求する。こうした事情の末に、以下の惨劇が同時進行することになる。①そのやり取りで逆上した観音崎はルミちゃんの首を絞め彼女を殺害したと思ひこむ。②田島カンナは山田君との関係の破綻の原因がハルナにあると思ひ込み、ハルナのマンションに放火した後、自ら炎に包まれて死亡する。③蘇生したルミちゃんは無残な姿で帰宅したとき、自分の日記を盗み読みする姉（「やおい」）にはまっている「意味を知りたければ当社宛にお手紙をください」を発見し、これを罵ることによって逆に姉によってカッターで切り付けられ、そのショックで流産するとともに

に、精神の破綻を来す。④ルミちゃんを殺害したと思ひ込んだ観音崎は、パニックを来しハルナに利根的に惨めな性交を求め、ハルナはこれに応じてしまう。⑤これを鼻白む思いで眺めた吉川こずえ（そのさいの彼女のセリフは酷ではあるがハルナの立場を鮮明に言い当てもいる。「大丈夫よ／あの人は何でも関係ないんだもん／そうでしょ？／だからあたし達にも平気だったんだもん」と山田君は、その場を立ち去る帰途、田島カンナの焼死体に遭遇して興奮する。そしてすべてが終わった後に、ハルナは母と共に（彼女は母子家庭である）この街を立ち去る。
一読してイノセントな主人公としてのハルナが、そうであるがゆえに、鏡に映すようにこの一時代の青春の悲惨を明瞭に刻み付けられたことが分かる。また冒頭の舞台設定と共に、エピソードにおいて河にかかる橋の情景が描かれていることによって、この物語が、ある種の通過儀礼を示していることが明らかになっている。したがってそれは青春の終わりを確認することであり、それにもかかわらずなおかつクソツツレな現実を生きることへの確認でもある。それはまた同時に何も起こらなかった——田島カンナの死はエピソードとして何度か挿入される都市の噂話に直ちに回収されてしまうし、ルミちゃんの実験は病院・家族・よっちゃんの感傷のなかに収められている——八〇年代を埋葬し、なにがあるかは分からないがクソツツレであることだけは確

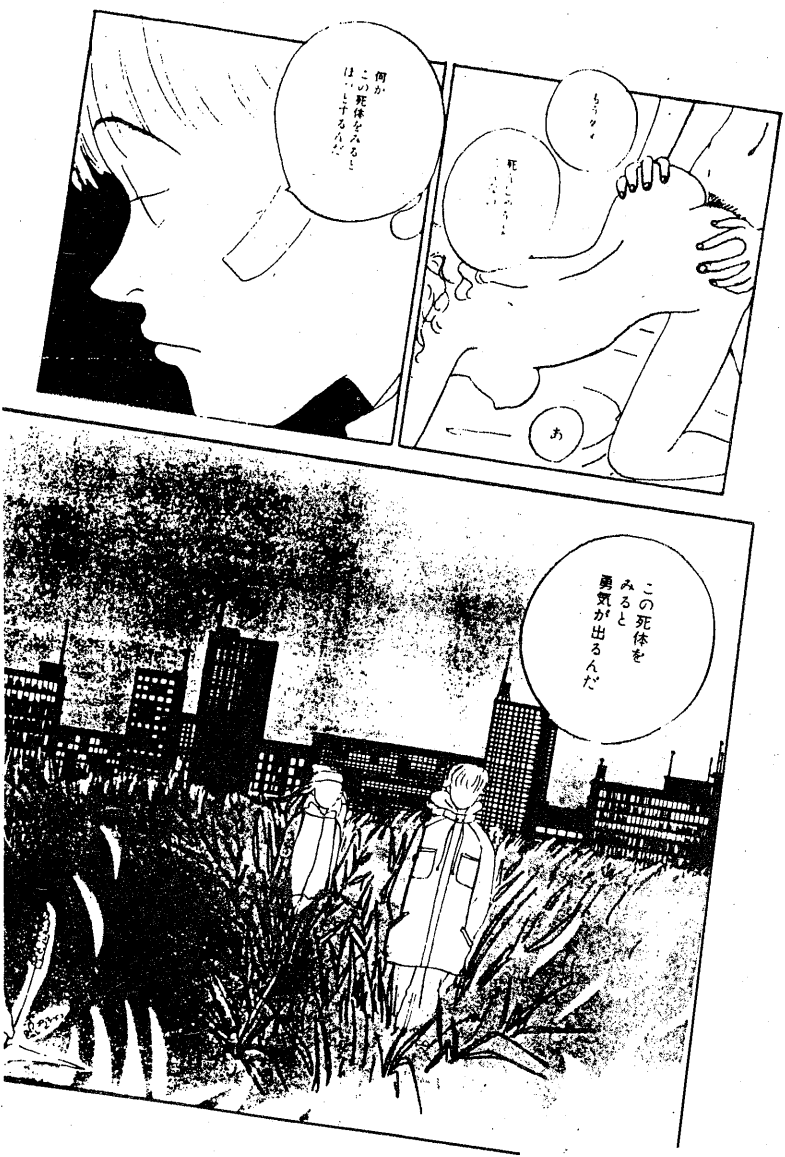
かな九〇年代を生きることの決意表明でもある。事実、ハルナがわたるべき橋は、その対岸に「コンビニナートの群れ。白い煙りたなびく巨大な工場群。」に続いているはずなのだ。橋の上から山田君とともに呼びかけたUFOは、ついに、そして当然のごとく応えなかった。あえて勝手に決め付ければ、観音崎はおぼっちゃまのまま現在から一歩も前に進めない。えっちゃんはまるでユーミンのように青春の喪失を悲しがる。ルミちゃんは、自らが本当に望んだことであつたかどうかは別として、当分金銭と手近な快楽のために性的放

恣の結果と、自らの家族との軋轢を抱えて動きが取れずにいる。田島カンナはそのまま確実な過去となって山田君の枕元に時々現れる。その山田君はゲイであろうがなろうが、自らの欲望を実現しようとしないうりで、悲しく橋のうえでUFOをよぶしかない。吉川こずえはTVに貼り付ける自らの画像をハルナの面影に重ねて、ハルナから受けとった百円ライターの中で繰り返し蘇らせることしかできない。これらはすべて深く過去に捕らわれている。だから橋のうえで最後にハルナが流す涙は自らの過去に対する惜別の情の発

2 『リバーズ・エッジ』の向こう岸

さてここからは多少お門違いかもしれないが、この作品についてのわたし自身に勝手な読み込みをさせていただくことにする。

しかし、それにしても屍体を凝視することによって、自らの生の現実を確認するシーンのイメージがいまの若い世代の人々にとってのある種の共通の感情であるとするなら、それはわたしたちの想像力にとってあまりにも凄絶ではないだろうか。山田君はいう。「なにかこの死体を見るとほっとするんだ。／この死体を見ると勇気が出るんだ。」あるいは吉川こずえはいう。「世の中みんな／キレイぶって／ステキぶって／楽しぶってるけど／ざんげんじゃねえよって」「ざんげんじゃねえよ／いいかげんにしろ」「あたしにも無いけど／あんたらにも／逃げ道ないぞ／ザマアミロって」。ここにはまさに死によってこそ生が賦活されるといふ現代社会のパラドックスがある。だがハルナはイノセントであることによっ



て逆に、そこに立ち止まらない。あるいは作者はこのシーンを印象深いものとして十分に描き切りながらも、さらにその次を描こうとしている。すなわち彼ら自身をして他の俗衆にこの「たからもの」をさらさせないために、埋葬させていることである。この点で『完全自殺マニュアル』のレヴェルをさらに超えたというのは、言い過ぎだろうか。ハルナが向かうその先になにがあるのかについては定かではない。しかし情景の叙述からして橋の向こうには得体の知れない大工場群があることは明らかなのだ。しかしここにこそ、わたしとしては期待もし、加担もしたい。ここでようやく「ノート／あとがきにかえて」を引用することができる。

「あらかじめ失われた子供達。すでに何もかも持ち、そのことによって何もかも持つことを諦めなければならぬ子供達。無力な王子と王女。深みの無い、のっぺりとした書き割りのような戦場。彼ら(彼女ら)は別に何らかのドラマを生きていることなど決してなく、ただ短い永遠のなかにたえずみ続けるだけだ。」「彼女ら(彼女ら)は決してもう二度と出会うことはないだろう。そして彼女ら(彼女ら)はそのことを徐々に忘れてゆくだろう。切り傷やすり傷が乾き、かさぶたになり、新しい皮膚になってゆくように。そして彼女ら(彼女ら)は決して忘れないだろう。

皮膚の上の赤いひきつれのように。」「平坦な戦場で僕らが生き延びること。」「



これも勝手な思い込みかもしれないが、ここに八〇年代の(と、とりあえず置いておく)消費社会を生きてそれを超える最良の経験から生まれた思想があるというのは言い過ぎだろうか? 彼ら・彼女らはたえずみ続けるだけかもしれないが、しかしその生存によってステージは次の局面に移行する。別離は既に邂逅である。生き続けるということはそういうことだ。否、それに止まらず、望むと望まざるとにかかわらず、もはや既にステージは移行した。資本主義経済の本性にしがたいて、パブルははじけ、生存そのものが維持しがたい時代が始まった。だからこそ共産主義は九〇年代の今日を生きる人々の生きる知恵

であるというのは、あまりにも飛躍があり過ぎるだろうか? しかしパブルの時代であっても精神的にも、また物質的にも人々がその欲望と欲求を満たすことができなかつたことは確かなことだ。むしろその飢餓感は一層昂進したのではないか。またその生活の水準を知ってしまった以上これを単純に否定することもできない。したがって今日の社会はどうしようもなく救済困難のものとして、とりわけ若い世代の人々に受け取られることは避けられない。しかし少なくともこの現実を「生き延びる」ことを考えるならば、おそらくは死の現実性を確認することだけでは足りない。より良くとまではいわないが、少なくとも生き延びるためにはそれだけの、知恵が必要である。しかもその生きる場を「戦場」と認識するのであれば、それはこのクソツタレな現

実を生き延びるための、あえて言うがクソツタレな共産主義の思想と運動しかありえない。それは世の聞きかじりのインテリ左翼が考えるような意味では、少しもロマンティックなものではあり得ないが、箱の底に残されて自らの存在を小さくささやく希望のようなものではある。なぜなら、過去の資本主義社会を含む、あらゆる政治的イデオロギーは、このくだらない現実を再生産することを実証してしまっているからである。他には何も残っていないのだ。

だから我々は若い世代の人々に次のように提言する。
ありもしない民主主義や市民主義のあれこれの幻想に惑わされてはならない。
直ちに共産主義運動の実現を追求するこ

とに向かうことだけが残された選択肢だ。それはあれこれの奇妙な共同性の観念への帰依を少しも意味しない。それぞれの決定的な固有性を保存しながら、日々の現実のなかで確認し得る具体的共同性によって形成されるコミュニティがその端緒だ。しかしそれがナイーブに実現するのではなく、それへの戦略的な構えとでも言うべきものが要求される。そこに政治の政治であることのネガティブであると同時にポジティブな根拠が生まれる。そしてその政治的方向性は具体的に、①共産主義運動のための政治結社から始めること、そのために②共産主義的政治結社の理論と実践に学ぶこと、すなわち過去のあらゆる共産主義運動の経緯とその帰結に学ぶことにある。これは教

科書から知識を学ぶというとは随分違った作業になるはずだ。また党は党からしか始めようもないということを実践によって学ばなければならなくなるプロセスでもあるだろう。少なくとも事態を弁証法のレトリカルな性格が支配することに気付かせられることになるだろう。我々の理論と実践もまたおそらくそのための素材のひとつとなるであろう。いずれにしても批判的作業は彼岸から此岸を対象としたものに大きく移行することは避けられない。ただしその内容は人間の精神活動をも対象とすることになる。われわれはこの作業を若い世代の人々と共に行うことを熱烈に望んでいる。

(終)

介護保険をめぐる

なぜ急ぐ介護保険

拙速を排した徹底した論議が問われる

公的介護保険は、昨年の一 二次報告が出されたあたりから、老人保健福祉審議会の第

め出してきた。四月にその最終報告が出され、それを受け

ての厚生省試案、そして財源の負担をめぐっての市町村長会等の反対の声を何とか收拾しながら十一月の臨時国会に介護保険法案が提出され、国会においても審議がなされているという段階である。

しかし、もし公的介護保険が導入されると六一年の国民皆保険・国民皆年金の発足以来の抜本的改革となるこの「無風状態」の大きな要

因になっていると言えらるう。

そもそも公的介護保険とは、急速な「高齢社会」の到来に対応する新しい介護保障システムを実現するための財源を医療保険とは別の保険料を徴収することで賄おうとするものである。こうした論調は九

四年以降各種の審議会や研究会の報告などによって現れたのだが、現状での公的介護サービスの量的・質的不足や家庭での「介護地獄」、そして「社会的入院」による医療保険財源の圧迫といった深刻な状態の解決が急務とされている。世論調査における高い期待感も深刻な現状の裏返しとも言える。

したがって、問題の核心はまず新しい介護保障システムの中身はどうあるべきかというところにある。そしてその財源として租税方式がいいのか社会保険方式なのかという議論となる。さらにまた「高齢社会」の到来はわたしたちの生き様や社会の在り方を問う問題でもあるのだ。

介護保険は、もちろん財源一般としてだけでなく介護システムの中身の問題ともかちめてその利点が語られている訳だが、しかしデメリットも多く指摘されている。

これからの新しい介護システムに求められる基本的要素としては、「所得の多寡や家族形態にかかわらず、サービスを必要とするすべての高齢者が利用できる」という普遍性を基に、権利性や選択性の確保、そして負担の公平性などが挙げられるがそれは何も介護保険の専売特許ではない。例えば保険方式の利点として、現行の措置制度では行政処分となり、自らの意思によってサービスを選択できず、また収入や家族関係などの調査も受けるという利用のしにくさがあるが、保険方式は契約であるから選択性が高まり、保険料を払えば給付を権利として受けることができるという言い方がされる。しかし、利用者がサービスを選択できるかどうかは、十分な供給量にかかっているものであり、現

状ではむしろ「保険あってサービスなし」の事態が容易に予測できる。また、権利性で言えば、保険とは保険料を払っている人のみが有する制限的な権利であり、重い保険料は低所得者層にとって負担となり、保険料を支払えない人は無権利状態となってしまう。また、この介護保険法案の対象から除外された「障害者」は権利性を確立されなくてもよいという理屈にもなってしまうのである。

そもそも北欧では租税方式で権利性も選択性も保障されているではないか。ここではこれ以上の問題点を挙げて行く余裕はないが、介護保険導入の背景についてだけ若干触れておこう。厚生省内部で導入の動きが活発化したのは、細川首相当時の例の闇夜の七%消費税が頓挫した直後からであると言われている。つまりは値切られた税率の分を保険料で置き換えようということである。また増税への反発に比べ保険料の値上げには反対の声が高まらな

いという読みもある。さらには、老人医療費の中で大きな割合を占める「介護医療」の部分を取り離し、破綻寸前の医療保険制度の打開を図ろうという意図もある。こうした背景を含めて考えるならば、保険料と言えどもそれは「隠れた税金」なのである。「高齢社会」に対応する政策の議論に際しては基本的に国家予算の中で占める福祉の比率が論じられなければならないし、予算の優先順位の見直しを含んでいなければならない。介護保険の導入を「できちゃった結婚」と評した論者もいたが、現状の深刻さや急速な「高齢社会」化をもって、十分な議論もなままに早急な導入を図ることはあまりに拙速であると言わなければならない。これからの時代への有効性をもち得る制度設計こそが求められているのである。この問題は地方自治や民主主義の問題も含めて考える機会でもあるはずなのだ。

「組織的犯罪対策法」立法に反対する共同声明
破壊活動防止法のオウム真理教への団体解規定適用は、そのあまりに強力で、憲法に保障された思想・表現・結社の自由を歯牙にもかけないかのことき法務省・公安調査庁のやり方に対する厳しい世論の反発と広範な人々の反響によって阻止されました。しかし、「国をあげて適用に努力」しようとしたのは明白であり、日本国家の治安体制を現在よりも強化しようとしていることも明らかです。この間一貫して目論まれてきた警察法の改悪による警察の強化と市民社会への干渉の拡大、そして新たな治安弾圧法「組織的犯罪対策法」立法の動きもこれと連動したものでしょう。この国では、「警察国家」への危険な動きが急加速されているのではないのでしょうか。
昨年十月十八日、法務省は、法制審議会に「組織的犯罪対策強化のための法制度見直しについて諮問し、今通常国会にも「組織的犯罪対策法」を上程しようとしています。
(中略)
わたしたちは、このような「組織的犯罪対策法」は、結社の自由・個人の尊敬・プライバシーの保障・通信の秘密・合状主義などの憲法の大原則、刑法の個人責任原則を侵害・破壊することになる違憲・違法の立法であり、民衆の自由を保障された運動・組織の破壊、警察による盗聴と監視、密告とスパイ奨励の社会をあらかじめ目指すものと考えざるを得ませんし、このような法律の立法に反対せざるを得ません。
(後略)
「共同声明」集約先 東京都新宿区西早稲田三二八日本基督教団社会委員会気付 破壊法反対実行委員会

丹羽宗治